

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 24 日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530657

研究課題名(和文) ストリート文化の「非犯罪化」に関する表現の自由と所有権の相克問題

研究課題名(英文) the conflict issues between freedom of expression and right of property in decriminalization of street culture

研究代表者

小倉 利丸(Ogura, Toshimaru)

富山大学・経済学部・教授

研究者番号：60135001

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文)：特にグラフィティに焦点を当てて、「犯罪行為」として単に取り締まりの対象とみなすのではなく、表現の自由との関係に着目して、その意義を検討した。事例として、著名なグラフィティのアーティストであるバンクシーを取り上げ、彼が活動の拠点としてきた英国、ブリストルにおけるグラフィティが、地域の歴史や文化とどのように関わってきたのか、グラフィティを「ヴァンダリズム」とみなす行政や議会の動向を踏まえつつ、バンクシーに象徴されるグラフィティのポジティブな可能性を探った。

グラフィティには世界各地に見出せる文化表現として、ある種の普遍性があり、この点もふまえて、所有権を優位に置かない表現の自由の再定義を試みた。

研究成果の概要(英文)：This research aims to reconsider the significance of so-called graffiti in the context of freedom of expression not considering it as vandalism or criminal activity. As a case study, it deals with Banksy who is one of most famous graffiti artists in the world. It examines, based on historical and social background of Banksy, what kind of relationship between activities by Banksy and the attitudes of Bristol City Council and public opinion in order to seek a positive side of graffiti.

Graffiti has a kind of universal style of street culture because it is appeared all over the world beyond cultural boundaries since 1970s. Based on the present situation, this research tries to redefine the right of freedom of expression which is culturally superior to right of property.

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：ストリートカルチャー 文化犯罪学 バンクシー グラフィティ

2014年6月24日現在

1. 研究開始当初の背景

大衆文化の研究は、いわゆるカルチュラル・スタディーズが独立した研究分野として確立されるなかで急速に発展をとげたが、他方で、カルチュラル・スタディーズとの接点を十分にもちえないままの文化研究の分野として、カルチュラル・クリミノロジーが存在した。カルチュラル・クリミノロジーは犯罪学と文化研究を架橋するものとして、サブカルチャー研究としては重要であるにもかかわらず、日本におけるこの分野の研究は十分な展開を遂げたとはいえなかった。

他方で、グローバル化の展開のなかで、インターネットなどポスト・テレビ文化やバーチャルな領域への関心が高まる一方で、「伝統的」なストリートの文化への関心が相対的に希薄になりつつも、現実の都市空間は、監視社会テクノロジーの高度化のなかで、「ゼロトレランス」を当然とする風潮も登場した。

本研究では、こうした背景をふまえて、グローバル化のなかのストリート文化のひとつの典型としてグラフィティをとりあげた。世界中で、文化の違いを越えて見出せるものであり、どの社会でも「落書き」あるいは「ヴァンダリズム」として、違法行為のレッテルを貼られながら、数十年にわたって、若者世代に継承されてきた都市のストリートの表現として定着してもいる。

2. 研究の目的

本研究では、従来のカルチュラル・スタディーズが十分に踏み込めてこなかった、法の問題と文化表象の関係に着目して、具体的な事例としてグラフィティを取り上げた。グラフィティの歴史的文化的な背景をふまえて、これまで最も注目されてきたグラフィティのアーティストのひとりでもあるバンクシーを例として、彼の活動の場である英国ブリストル市のグラフィティ対策とバンクシーをめぐる争点を検討し、グラフィティを「違法」とする主要な法的根拠である所有権と、グラフィティがシンボリックに体现しているストリート（公共空間）における表現の自由との相克を検証し、暗黙のうちに所有権を優先させる現在のありかたにたいして、表現の自由を所有権よりも優先させる考え方の可能性を探った。

3. 研究方法

主として、先行研究の検討をふまえて、文献と資料にもとづいて研究を進めた。この意味で、本研究は、フィールドでの調査ではなくむしろ理論的なパラダイム構築を目指したものである。また、カルチュラル・クリミノロジーの学会やカルチュラル・スタディーズの学会などに参加して、意見交換につとめた。

4. 研究成果

近代における文化的創造は、市場経済と国民国家という大きな社会制度と無関係ではないが、他

方で、これらの制度それ自身が、その内部に文化的創造の基盤を有しているといえるわけでもない。市場は、一般に、人々の感性を忠実に反映し、従って、彼らの需要(欲望)を充足するような商品の供給の効率的なメカニズムとして、他の様々な経済システムと比べて、優れた「経済性」を誇るというのが、市場原理主義者たちの言い分である。しかし、残念なことに、文化的な価値については市場の評価は一般的に的確なものとは言い難い。たとえば、市場で最高の売上げを誇る音楽や映画などの作品が、同時に、最も質的に優れた作品であるというような相関関係は見出しがたい。流行という文脈のなかで、大衆によって一時的に強く支持されたことを証明することはできるとしても、それが文化的な価値評価として妥当かどうかを示すものとはいえない。もしそうであるとすれば、いかなる市場の商品も、経済的な価値だけでなく使用価値を有し、この使用価値には多かれ少なかれ文化的な価値が含まれることになるので、狭義の意味での文化的な商品(大衆音楽や娯楽としての映画など)ばかりでなく、自動車や食料品のような日常生活必需品についても、そのデザインは文化的な表象でもあり、またこれらのモノの消費はそれ自体がライフスタイルを構成するものとなり、大衆文化そのものを意味するから、このような大衆文化の価値の問題とも密接に関連することになる。

このように文化という概念は、学問分野としてみれば、社会科学が対象とする政治や経済とは一見するとやや距離のある「人文科学」の対象のようにみえるが、実は、現実世界においては、逆に、政治であれ経済であれ、文化的な要素を捨象する

ことには慎重であるべきだといえる。特に、文化は、人々の感性と価値観の非合理的な側面と密接に関わり、人々の喜怒哀楽に深く根差すために、政治や経済といった分野における非合理的な人間の行動を理解する上では欠かすことができない。

市場経済が文化において果たす役割に関して、もうひとつ重要な問題がある。それは、文化的な生産に関する問題である。マルクスの生産過程のモデルを前提にすれば、資本の生産過程は、生産手段と〈労働力〉を商品として購入し、これらを用いて新たな商品を生産して市場で販売する。ここでの投資と売上げの差額が利潤になる。こうしたメカニズムは、文化的な要因については、全面的にあてはまらないところがある。自動車のデザインを決定する要件は、物の製造に必要な技術的な条件とは同じではない。デザインは無数に可能であり、その可能性から一つのデザインを選択するデザイナーの創造力は、生産過程だけで実現できるものではなく、その外で、いわば日常生活の文化的な感性に依存しなければならない。そうでなければいかに機械的なメカニズムとして優れた「移動機械」であっても、消費者の購買欲求を満すことはできないだろう。

このようなことは全ての商品にいえることであり、使用価値のデザインは市場だけで決定できない。むしろ市場の外部にあつて、未だに商品化されないような潜在的な欲望の表出が市場の外部に見出されるのであり、これをいちやく商品のデザインとしてとりこむことによって商品の使用価値の文化的な側面が形成される。市場は、こうした非市場的な使用価値を市場に媒介することを通じて、普及させ、時には「流行」として増幅させ

る機能をもつ。このような文化的な表象の増幅機能は、他方で、こうした増幅の結果として文化的な価値としての正当な評価を得られない表現との間に、不当ともいえる価値の格差をもたらすことにもなる。市場における文化的価値は、商品化可能であるか、あるいは何らかの商品のデザインとして利用可能であるといった条件に制約される。こうした条件を満たさない表現や文化のスタイルは市場からは排除されることになる。逆に、このような条件を満たすものであれば、たとえその文化的な対象が、反社会的であっても反市場的にはならない場合がある。ドラッグや銃器などの取引や児童労働や人身売買などは、違法な市場という市場経済のサブシステムのなかで商品化される。経済学者はこうしたアンダーグラウンドな市場を軽視しがちだが、これは、市場経済を善いものとして擁護したいという潜在的な動機が背後にあることもあるし、道徳的な好き嫌いとは別に存在するものの意味とその存在理由を批判する観点をもつべきであろう。

グラフィティが異なる文化を越えて広がることと、文化のグローバリゼーションを公式に支える文化産業や文化の商品化の過程とを同じこととしてとらえることはできない。グラフィティのように、不法・違法行為としてどこの国でも犯罪とみなされていることと、ポピュラー音楽やハリウッド映画の「世界」性とは、それを支える構造に相似性はないからだ。しかし、適法・合法と不法・違法とを構成する統治と法の秩序は、同じ構造の表と裏をなしているという意味では、文化の表層の背後にある文化を越える共通した構造が生み出す矛盾の表出である。この意味で、グラフィ

ティは、場所の不法占拠とみなされるスクウォッター(公共空間としての公園にブルーシートで仮設の小屋を建てることや、通路にダンボールの小屋を建てることもスクウォッターのひとつの形である)やスラムの形成という、これまた世界中で見出される生活様式と、空間への権利という点で共通性をもつ。ただし、スクウォッターが居住の権利の側面としての空間への権利だとすれば、グラフィティはコミュニケーションの権利としての空間への権利であり、コミュニケーションである以上、そこにはメッセージと表現の手法が不可分なものとしてついてまわる。ヒップホップに起源をもつとされるグラフィティであれば、コミュニケーションとそこに込められたメッセージはパーソナル・ポリティクス、あるいは直感的な世界への感情的な意思表示(だから、それは、人種的なアイデンティティの表現であったり、体験に根ざした警官への敵意であったり、愛国心の素朴な発露であったりもする)として表出される。他方で、バンクシーをその系譜にふくめてもいいだろう社会的政治的な抵抗の意思表示としてのグラフィティの場合には、商業広告や政府の宣伝の空間に対する意識的な異議申し立てと抵抗や抗議のためのメッセージのために、空間を奪い返す意図がはっきりと示されるものといえる。だが、政治的か私的な署名かという両者の違いは、その見かけとは逆に、空間の政治が、パーソナル・ポリティクスとして浸透する一方で大きな権力のシステムの物質化(私的所有と統治のための都市計画)であつても、「政治」の二つの側面であることを踏まえれば、権力の二つの側面であつて、グラフィティとして都市空間に表出する表現もこの二つの

側面に対応している。政治的メッセージだけを意味のあるグラフィティとして救い出す観点は、権力の日常生活への浸透を見逃すことになる。

都市の空間はあらかじめ私的所有と国家による管理の下におかれた公共空間によって占有されており、無産者大衆の「自由な空間」の余地はあらかじめ排除されている。たぶん、近代国家が民主主義に基づく統治を導入している限りにおいて、公共空間の民主主義的な統治の可能性は開かれている。しかし、この民主主義が「多数決」という意思決定の形式的手続きと、納税者の権利という有産者の利害に左右されるという限界によって、公共空間は多数者=多数民族と資本の利害を体現する空間となり、無産者にとっては、文字通りの「自由」な空間となることはない。公共空間の秩序維持はもっぱら警察の管轄となり、秩序規範の根底には、所有権をすべての権利のなかで最も優位に置くという価値観が据えられる。しかし、なぜ所有の権利が表現の自由やコミュニケーションの権利よりも優位に置かれなければならないのか、という問いには誰も答えない。所有権を侵害しない範囲で、表現の自由もコミュニケーションの権利も認められるのが当然のことだという立場が、すべての議論の前提に置かれる。そしてこの所有の権利を侵害する表現の自由やコミュニケーションを不法・違法として犯罪化することも当然のこととみなされ、再審に付そうなどとは考えられもしない。グラフィティもスクウォッティングも、「果たして所有が最優先か?」「なぜ、表現の自由やコミュニケーションの権利、あるいは居住の権利を侵害する所有の権利を罪としないのか?」という究極の問いを孕んでいる。しかも、たとえ私的

所有をはなれた公共空間であったとしても、この空間が国家=政府の管理から離れることはない。国家が民主主義的に構成されていても、なおかつ、空間への人々=霧散者の権利は保障されはしない。

人々の所有権を越えた空間への権利の不可能性には、この不可能性を可能なものへと転態させる対立と矛盾が内在しており、この不可能性への抵抗と挑戦には、このシステムが根底に据えている所有の特権性の欺瞞を暴く潜勢力が備わっている。

資本主義的な自由は、文字通りの意味での表現の自由やコミュニケーションの自由とは何の関わりもない、市場取引の自由と領土としての統治の自由という限定的な自由に関わるのみである。ブルーストルのバンクシーの話題からこのような大仰なテーマを引き出すのは牽強付会だろうか?しかし、バンクシーをめぐる議論や一連の神話を、狭いアートの世界や「カルチャー」のトピックに押しとどめて、その表象についてだけ論じることは間違っていないが、それだけでは私は満足したくない。当事者のライター/アーティストの主観的な動機や感情がどうあれ、その不法・違法性という制度が彼らの行為に与える「犯罪」というレッテルの背後にある大きな力の大きな物語を見失ってはならないし、この犯罪化の物語の正統性を覆えず思想的な努力は必要なことだからだ。グラフィティもスクウォッティングも所有の優位というこの制度が消滅すればそのアンダーグラウンドとしての性格を失うから、これらが今私たちの問題意識を刺激するような政治性も文化的な価値も失うにちがいない。それでいいのだと思う。同時に、そうした世界を目指すことが必要なのだ。プ

ルードンではないが、私たちが問題にしなければ
ならないのは、所有の罪であって、表現やコミュ
ニケーションの罪ではない。とりあえず、物事の
善悪を転倒させることが必要だ。しかし、マルク
スが指摘したように、ただの逆立ちであれば、土
台を突き崩すことにはならない。逆立ちすら成り
立ち得ない土台の解体のための力が必要なのであ
る。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 0 件）

〔学会発表〕（計 2 件）

小倉利丸 「ストリートカルチャーの非犯罪化」、
カルチュラル・タイフーン、神戸市 海外移住と文
化の交流センター、2011年7月24日

小倉利丸 「芸術表現の《場》— 美術館・スト

リート」、多摩美術大学『芸術と法』（招待講
演）、2013年10月13日

〔図書〕（計 1 件）

小倉利丸 所有に抗する自由の空間、『Home
Sweat Home』所収、作品社、2014年。

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

6. 研究組織

(1)研究代表者

小倉利丸(Ogura Toshimaru) (富山大学)

研究者番号： 60135001

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし